

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(三件)(市町村振興課)
- 字の区域の変更等(二件)()
- 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による診療所等の廃止()
- 家畜のブルセラ病検査等の実施(畜産課)
- 牛のブルセラ病検査等の実施()
- 土地改良区の役員の就退任(三件)(農村整備課)
- 土地改良区の役員の退任(二件)()
- 土地改良事業の完了()
- 土地改良法による換地処分(五件)()
- 公有水面埋立てに関する工事のしゅん功の認可(漁港課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 選管告示 鳥取県知事選挙における政見放送の回数
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 二級建築士試験等の実施(建築課)
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 雑 報 理容師試験等の平成七年度第一回学科試験の実施(生活衛生課)

告 示

鳥取県告示第六十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による松上地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成六年八月九日現在の地番による。)
松上字高下添	松上字高下添のうち一五四の一の一部及び一五四の一、一五四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
松上字垣ノ内	松上字高下添一五四の一の一部及び一五四の一、一五四の二と一体をなす国有地の一部 松上字垣ノ内の全域
松上字坂根向	松上字坂根向のうち三四三の五の一部、三四七の一部、三四七の一、三五五の三の一部、三五五の六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三四三の四、三四五の二、三四六の一、三五五の一、三五五の三から三五五の五までと一体をなす国有地の一部以外の区域 松上字御子垣三九五の一の一部、四〇六の一部、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>松上字御子垣</p> <p>松上字中山一〇五の二 松上字坂根向三四三の五の一部、三四七の一部、三四七の一、三五五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三四三の四、三四五の二、三四六の一、三五五の一、三五五の三、三五五の五と一体をなす国有地の一部 松上字御子垣のうち三九五の一の一部、四〇六の一部、四〇七の一部、四二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の並びに四二四と一体をなす国有地の一部以外の区域 松上字藪ノ下タ四二九の三の一部、四三〇の一部、四三一の一部、一〇一三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>松上字大谷</p> <p>松上字大谷のうち四四六の一の一部、一〇四四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>松上字藪ノ下タ</p> <p>松上字坂根向三五五の六及び三五五の四から三五五の六までと一体をなす国有地一部 松上字御子垣四二四の一部及び四二四と一体をなす国有地の一部 松上字藪ノ下タのうち四二九の三の一部、四三〇の一部、四三一の一部、四四〇次一、四四一の一、四四一の三の一部、四四二の一部、四四三の一部、四四三の一の一部、四四五の二、一〇一三の三の一部、一〇一五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>松上字向石田</p> <p>松上字藪ノ下タ四四〇次一、四四一の一、四四一の三の一部、四四二の一部、四四三の一部、四四三の一の一部、四四五の二、一〇一五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 松上字大谷四四六の一の一部、一〇四四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一六と一体をなす国有地の一部 松上字向石田のうち四六六の二の一部、四六七、四六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四六八の一、四六八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 松上字上石田一〇四五の二、一〇四六の二</p>	<p>松上字上石田</p> <p>松上字向石田四六六の二の一部、四六七、四六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四六八の一、四六八の二と一体をなす国有地の一部 松上字上石田のうち一〇四五の二、一〇四六の二以外の区域</p>	
<p>松上字馬場</p> <p>松上字馬場のうち五〇九の一、五一〇の二、五一一、五一一の一、五一一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>松上字測ノ上</p> <p>松上字馬場五〇九の一、五一〇の二、五一一、五一一の一、五一一の二と一体をなす国有地の一部 松上字測ノ上のうち五八三の一部、五八四の一部、五八六の一部以外の区域 松上字天神五九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>松上字中間</p> <p>松上字測ノ上五八三の一部、五八四の一部、五八六の一部 松上字中間のうち五九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 松上字天神五九七の二の一部、六〇二の二、六〇三の二、六〇四の一部、六〇五の一部、六〇八の一部、六〇八の一の一部、六〇八の二の一部、一一九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>松上字天神</p> <p>松上字天神のうち五九七の二、六〇二の二、六〇三の二、六〇四から六〇六まで、六〇六次一、六〇六の三、六〇六の四、六〇七、六〇八、六〇八の一、六〇八の二、一一九五の三、一一九七の二、一一九八の二、一一二〇の一の二、一一二〇の三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>松上字京田</p> <p>松上字中間五九六の一部及びこれらと一体をなす国有地 松上字天神六〇四の一部、六〇五の一部、六〇六、六〇六次一、六〇六の三、六〇六の四、六〇七、六〇八の一部、六〇八の一の一部、六〇八の二の一部、一一九五の三の一部、一一九七の二、一一九八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二〇の一、一一二〇の二と一体をなす国有地の一部 松上字京田のうち六一四次三の一部、六二〇の二の一部以外の区域 松上字上田中六六六の一部、六六六内第二の一部及び六五三の三、六五四、六五六、六六六、六六六内第一、六六六内第二、六六八と一体をなす国有地の一部</p>	<p>松上字上田中</p> <p>松上字天神一一〇の一の二、一一〇三の二及び一一〇一の一、一一〇一の二と一体をなす国有地の一部 松上字京田六一四次三の一部、六二〇の二の一部 松上字上田中のうち六六六の一部、六六六内第二の一部及び六五三の三、六五四、六五六、六六六、六六六内第一、六六六内第二、六六八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

松上字乗瀨	<p>松上字乗瀨のうち七七三の一部、七七九から七八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七九〇、七九一、七九二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>松上字下原八〇〇の一部、八〇一の一部、八二三の一部、八三三の一部から八一三次三まで、八一五の一部、八一六及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>松上字高川八二七の一部、八二七内第一の一部、八二八の一部、八二八の一、八二九の二の一部、八二九の三の一部、八三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
松上字下原	<p>松上字乗瀨七七九から七八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七九〇、七九一、七九二の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>松上字下原のうち八〇〇の一部、八〇一の一部、八二三の一部、八一三次一から八一三次三まで、八一五の一部、八一六、八二四の一部、八二四の二の一部、八二四の三の一部、八二五の一部、八二六、八二六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
松上字高川	<p>松上字高川八二七の一部、八二七内第一の一部、八二七次二、八二八の一部、八二九の二の一部、八四四(併)の一部、八四六の一部、八四八の一部、八四九、八五〇、八五〇次一、八五〇の二、八五〇の三、八五一、八五一の一、八五一の二、八五二(併)の一部、八五二(併)の一部、八五三の一部、八五三次一、八五三次二、八五五、八五五の一、八五六から八五八までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
松上字高川	<p>松上字乗瀨七七三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>松上字下原八二四の一部、八二四の二の一部、八二四の三の一部、八二五の一部、八二六、八二六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>松上字高川のうち八二七の一部、八二七内第一、八二七次二、八二八、八二八の一、八二九の一から八二九の三までの一部、八三三の四の一部、八四四(併)の一部、八四六の一部、八四八の一部、八四九、八五〇、八五〇次一、八五〇の二、八五〇の三、八五一、八五一の一、八五一の二、八五二(併)の一部、八五二(併)の一部、八五三の一部、八五三次一、八五三次二、八五五、八五五の一、八五六から八五八までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
松上字中山	<p>松上字中山のうち一一〇五の二以外の区域</p>

鳥取県告示第六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山田地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成六年八月一日現在の地番による。)
大字山田字奥カバネ	大字山田字奥カバネの全域 大字山田字奥羽山三六〇の四、三六〇の五、三七三の一、三七三の二
大字山田字奥羽山	大字山田字奥羽山のうち三七四の三、三七四の六 大字山田字奥が峯三八三の二から三八三の四まで
大字山田字奥羽山	大字山田字奥羽山のうち三六〇の四、三六〇の五、三七三の一、三七三の二以外の区域
大字山田字池ノ山	大字山田字池ノ山のうち三七四の三、三七四の六以外の区域
大字山田字奥が峯	大字山田字奥が峯のうち三八三の二から三八三の四まで以外の区域

鳥取県告示第六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による柏谷地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年十一月八日現在の地番による。）
大字赤碕字柏谷駄道ノ上	大字赤碕字柏谷駄道ノ上の全域 大字赤碕字柏谷大山道ノ上八二六の四の一部、八二六の五、八二六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二四の三と一体をなす国有地の一部 大字赤碕字柏谷諸西一八六五の五、一八六五の三〇と一体をなす国有地の一部
大字赤碕字柏谷大山道ノ上	大字赤碕字柏谷大山道ノ上八二四の一の一部、八二四の二、八二四の三、八二四の四の一部、八二四の五、八二五の一、八二五の二の一部、八二五の三、八二六の四の一部、八二六の六の一部、八二六の七、八二六の八の一部、八二六の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字赤碕字柏谷諸西一八六五の五、一八六五の三〇と一体をなす国有地の一部
大字赤碕字柏谷諸西	大字赤碕字柏谷大山道ノ上八二四の一の一部、八二四の四の一部、八二五の二の一部、八二六の六の三まで、八二六の八の一部、八二六の九、八二六の一〇の一部、八二六次一及びこれらと一体をなす国有地 大字赤碕字柏谷諸西の全域 大字赤碕字柏谷諸西のうち一八六五の五、一八六五の三〇と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による神戸上地区第二工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年十月二十七日現在の地番による。）
神戸上字長砂	神戸上字長砂のうち二〇の一の一部、二一の一の一部、二二の一の一部、二四の一の一部、二五及びこれらと一体をなす国有地以外以外の区域 神戸上字向寺田のうち三六の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外以外の区域 神戸上字竹ノ内一〇二の二の一部、一〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇の二、一〇〇の二、一〇三の二と一体をなす国有地の一部
神戸上字竹ノ内	神戸上字長砂二〇の一の一部、二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字向寺田三六の一の一部及びこれと一体をなす国有地 神戸上字竹ノ内のうち二〇二の二の一部、一〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇の二、一〇〇の二、一〇三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
神戸上字才原	神戸上字才原のうち二二六の二、二二六の五、二二七の二と一体をなす国有地

<p>神戸上字與市原</p> <p>神戸上字才原二二六の二、一二六の五、一二七の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>神戸上字與市原のうち二二八、一二九、一三〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>神戸上字横路道下タ</p> <p>神戸上字横路道下タのうち一五七の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>神戸上字横路道上エ</p> <p>神戸上字横路道上エのうち一六八の三以外の区域</p>	<p>神戸上字塔田</p> <p>神戸上字横路道下タ一五七の二及びこれと一体をなす国有地</p> <p>神戸上字横路道上エ一六八の三</p> <p>神戸上字横路井手下タ一七二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一七二と一体をなす国有地の一部</p> <p>神戸上字塔田のうち一七三の一部以外の区域</p> <p>神戸上字上塔田一八二の一、一八三から一八五まで、一八六の一部、一八七の一部、一九二から一九四まで、一九五の一部及び一八二の一、一八六と一体をなす国有地の一部</p> <p>神戸上字向反方二四三の一部、二四四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>神戸上字上塔田</p> <p>神戸上字上塔田のうち一八二の一、一八三から一八五まで、一八六の一部、一八七の一部、一九二から一九四まで、一九五の一部及び一八二の一、一八六と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>神戸上字横ノ前二二〇の一部、二二二の一の一部</p> <p>神戸上字向反方三三九の一部、二四三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>神戸上字横ノ前</p> <p>神戸上字横ノ前のうち二二〇、二二二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>神戸上字垣内</p> <p>神戸上字横ノ前二二〇の一部、二二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>神戸上字垣内の全域</p> <p>神戸上字六反田二二三の二の一部及び二三一の一、二三一の二、二三一、二二三の二、二三四の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>神戸上字向反方二三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三六の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>神戸上字六反田</p> <p>神戸上字六反田のうち二二三の二の一部、二三四の二の一部、二三四の二の一部及び二三一の一、二三一の二、二三一、二二三の二、二三四の二と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>神戸上字向反方二三六の二の一部、二三六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>神戸上字細田ノ前二五八の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>神戸上字盡シ田二八三の一部及び二八三と一体をなす国有地の一部</p> <p>神戸上字原田二八四の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>神戸上字向反方</p> <p>神戸上字横路道下タ一五七の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>神戸上字横路井手下タのうち一七二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一七二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>神戸上字塔田一七三の一部</p> <p>神戸上字上塔田一八七の一部</p> <p>神戸上字横ノ前二二二の一部</p> <p>神戸上字六反田二三四の二の一部、二三四の二の一部及び二三四の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>神戸上字向反方のうち二三六の二の一部、二三六の三の一部、二三九の一部、二四三の一部、二四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>神戸上字正田二五〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>神戸上字細田ノ前二五五の二の一部、二五五の二の一部、二五七の一部、二五八の二の一部、二五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五五の二、二五七、二五八の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>神戸上字山根田二二三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>神戸上字畦高二三五八の一部、二三三六二の一部、二三六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>神戸上字正田</p> <p>神戸上字正田のうち二五〇の一部、二五一の四、二五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>神戸上字山根田二三三の二の一部、二三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三三の二と一体をなす国有地の一部</p>			

神戸上字細田ノ前	神戸上字正田二五〇の一部、二五一の四、二五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字細田ノ前のうち二五五の二の一部、二五五の二の一部、二五七の一部、二五八の二の一部、二五八の二の一部、二五九の二の一部、二五九の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二五五の二、二五七、二五八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
神戸上字細田	神戸上字細田のうち二七一の三以外の区域
神戸上字盡シ田	神戸上字細田ノ前二五八の二の一部、二五八の二の一部、二五九の二の一部、二五九の三及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字細田二七一の三 神戸上字盡シ田のうち二八三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二七九の三、二七九の五、二八三と一体をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字原田二八四の二の一部、二八五の三の一部、二八五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
神戸上字原田	神戸上字盡シ田二七九の三、二七九の五と一体をなす国有地の一部 神戸上字原田のうち二八四の二の一部、二八四の三の一部、二八五の三の一部、二八五の四の一部、二八七の二の一部、二八七の七、二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字竹ノ下タ三七五の二と一体をなす国有地の一部
神戸上字下モ代	神戸上字下モ代のうち三二五の六、三二五の八の一部、三二五の九以外の区域 神戸上字上代三四五の一、三四六の一、三四七の一、三四七の七、三四七の八、三四七の五の一部及び三四七の一、三四七の八と一体をなす国有地
神戸上字寺田	神戸上字寺田のうち三三四の一、三三五の一、三三六、三三七の一、三三九、三四〇、三四一の一、三四二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神戸上字上代	神戸上字上代のうち三四三の五、三四五の一、三四六の一、三四七の一、三四七の七、三四七の八、三四七の三、三四七の四、三五四の四、三五四の
神戸上字神田	の五の一部および三四七の一、三四七の八と一体をなす国有地以外の区域 神戸上字寺田三三四の二の一部、三三五の一、三三六、三三七の一、三三九の一部、三四〇、三四一の一、三四二及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字上代三四三の五 神戸上字神田の全域
神戸上字畑ノ田	神戸上字寺田三三四の二の一部、三三九の一部 神戸上字畑ノ田のうち三六〇、三六二の二の一部、三六三の一部、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六二の二、三六三、三六四と一体をなす国有地の一部 神戸上字竹ノ下タ三六八の一部、三六九の二の一部、三六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
神戸上字竹ノ下タ	神戸上字寺田三三四の二の一部、三三九の一部、二八七の七、二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字竹ノ下タのうち三六六の二の一部、三六六の三の一部、三六七、三六八の一部、三六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字向河原三九〇と一体をなす国有地 神戸上字ソリ田四五四の二、四五五の二、四五五の三、四五六の二と一体をなす国有地の一部 神戸上字國司神田四五七の二と一体をなす国有地の一部
神戸上字向河原	神戸上字向河原のうち三九四の三、三九四の四、三九五の二の一部、三九五の二の一部、三九五の三、三九六から四〇三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三八九の一、三九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字ソリ田四五四の二の一部、四五四の二の一部

神戸上字場ヶ谷尻	神戸上字場ヶ谷尻のうち四〇九、四一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神戸上字ネレノ木	神戸上字ネレノ木のうち四一一の一、四一二、四一三、四一九の一、四二〇の一部、四二一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神戸上字菅原	神戸上字菅原のうち四三八の一、四三九の二、四四〇の三、四四一から四四五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四二二、四二二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
神戸上字ソリ田	神戸上字向河原三九四の三、三九四の四、三九五の一の一部、三九五の二の一部、三九五の三、三九六から四〇三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三八九の一と一体をなす国有地の一部 神戸上字場ヶ谷尻四〇九、四一〇及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字ネレノ木四一一の一、四一二、四一三、四一九の一、四二〇の一部、四二一及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字菅原四三八の一、四三九の二、四四〇の三、四四一から四四五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四二二、四二二の一と一体をなす国有地の一部 神戸上字ソリ田のうち四五二の一部、四五二の一部、四五四の一の一部、四五四の二の一部及び四五二、四五四の二、四五五の一、四五五の三、四五六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
神戸上字國司神田	神戸上字ソリ田四五二の一部、四五二の一部及び四五二と一体をなす国有地の一部 神戸上字國司神田のうち四五七の二の一部、四五七の二の一部、四六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 神戸上字中河原四六二の一の一部、四六二の二
神戸上字中河原	神戸上字中河原のうち四六二の一、四六二の二、四六三の三以外の区域
神戸上字洞	神戸上字下モ代三二五の六、三二五の八の一部、三二五の九 神戸上字上代三五四の三、三五四の四、三五四の五の一部 神戸上字洞の全域
神戸上字寺畑ヶ	神戸上字寺畑ヶのうち二一九三と一体をなす国有地の一部以外の区域
神戸上字シトクアン	神戸上字シトクアンのうち二一九四の一〇、二一九五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二一九六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
神戸上字上ミ白地	神戸上字寺畑ヶ二一九三と一体をなす国有地の一部 神戸上字シトクアン二一九四の一〇、二一九五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二一九六の一と一体をなす国有地の一部 神戸上字上ミ白地の全域
神戸上字山根田	神戸上字山根田のうち二二三三二の一の一部、二二三三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三三二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字鉦屋敷二二三三三の五、二二三三三の六、二二三三四の二、二二三三四の四、二二三三四の五及び二二三四五の三と一体をなす国有地以外の区域
神戸上字鉦屋敷	神戸上字鉦屋敷のうち二二三三五の一、二二三三五の五、二二三三五の六、二二三三三、二二三三四、二二三四五の三、二二三五四の五及び二二三四五の三と一体をなす国有地以外の区域
神戸上字畦高	神戸上字鉦屋敷二三四四の一部、二三四五の三、二三四五の五及び二三四五の三と一体をなす国有地 神戸上字畦高のうち二三五七の一部、二三五八、二三五九の一部、二三六二の一の一部、二三六二の二の一部、二三六三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 神戸上字千谷坂二三六四から二三六六までの一部及び二三六六と一体をなす国有地の一部
神戸上字千谷坂	神戸上字畦高二三六三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 神戸上字千谷坂のうち二三六四から二三六六までの一部及び二三六六と一体をなす国有地の一部以外の区域
神戸上字原	神戸上字原のうち二五三三の一、二五三四の一、二五三五の一、二五三八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神戸上字檜木原尻	神戸上字檜木原尻のうち二五四一から二五四三までの一部、二五四四、二五四五の二の一部、二五四五の二の一部、二五四六の一部及び

神戸上字神事原	神戸上字原二五三三の一三、二五三四の一、二五三五の一、二五三八の一及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字檜木原尻り二五四一から二五四三までの一部、二五四四、二五四五の一の一部、二五四五の二の一部、二五四六の一部及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字神事原のうち二五四七の一の一部、二五四七の二の一部、二五四七の三、二五四七の四、二五四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上石見字上宗後ノ前	上石見字先ノ前の全域 上石見字上宗後ノ前のうち三〇の一の一部以外の区域 上石見字井手下タ三二の三、三三の二、三四、三五の一、三六の二、三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二の一、三二の二、三八と一体をなす国有地の一部
上石見字井手下タ	上石見字上宗後ノ前三〇の一の一部 上石見字井手下タのうち三二の三、三三の二、三四、三五の一、三五の二、三七の一の一部、三九の三の一部、四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二の一、三二の二、三八と一体をなす国有地の一部以外の区域
上石見字下モ宗後	上石見字井手下タ三九の三の一部、四〇の二の一部 上石見字下モ宗後の全域 上石見字新屋ノ前八一の二の一部、八二の一の一部、八二の二の一部、八三の一部、八四の一部及びこれらと一体をなす国有地
上石見字新屋ノ前	上石見字新屋ノ前のうち八一の二の一部、八二の一の一部、八二の二の一部、八三の一部、八四の一部、八九の一の一部、八九の二の一部、九〇の一部、九一の一部、九三の一部、九五の一部、九六、九七の一、九八の七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
上石見字新屋	上石見字新屋のうち一〇〇の三、一一八の一、一二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

上石見字土居	上石見字土居のうち一二二、一二三と一体をなす国有地の一部以外の区域
上石見字鉄穴ヶ谷	上石見字鉄穴ヶ谷の全域 上石見字西ノ代一六八の一部、一六九の一部、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字山神林一二五六の一の一部
上石見字西ノ代	上石見字新屋一〇〇の三、一一八の一、一二〇及びこれらと一体をなす国有地 上石見字土居一二二、一二三と一体をなす国有地の一部 上石見字西ノ代のうち一六八の一部、一六九の一部、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上石見字乗越山一二六九の一七、一二六九の一八
上石見字龍岩ノ前	上石見字新屋ノ前八九の一の一部、八九の二の一部、九〇の一部、九一の一部、九三の一部、九五の一部、九六、九七の一、九八の七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 上石見字龍岩ノ前の全域
上石見字山神林	上石見字山神林のうち一二五六の一の一部以外の区域
上石見字乗越山	上石見字乗越山のうち一二六九の一七、一二六九の一八以外の区域
廃止する字の名称	神戸上字横路井手下タ、上石見字先ノ前

鳥取県告示第百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八

十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による下蚊屋地区第一工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字下蚊屋字水汲場	大字下蚊屋字水汲場四四八の三の一部、三九九の二、四〇二の三の一部、四〇二の四の一部、四〇二の六、四〇二の七、四〇二の一五、四〇二の一六の一部、及びこれらと一体をなす国有地 大字下蚊屋字水汲場のうち四四八の三の一部以外の区域 大字下蚊屋字坂ノ下モ四五二の五の一部、四五四の三、四五四の四の一部、及びこれらと一体をなす国有地
大字下蚊屋字坂ノ下モ	大字下蚊屋字水汲場四四八の三の一部 大字下蚊屋字坂ノ下モのうち四四九の二の一部、四五〇の一部、四五二の二の一部、四五二の三の一部、四五二の四の一部、四五二の五の一部、四五二の六の一部、四五四の三、四五四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下蚊屋字下坂四五七の二の一部、四五七の三、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字下蚊屋字下坂	大字下蚊屋字下坂尻三八の二の一部 大字下蚊屋字下坂尻ノ平ラ八九の二の一部 大字下蚊屋字坂ノ下モ四五二の二の一部、四五二の三の一部、四五二の四の一部、四五二の五の一部、四五二の六の一部 大字下蚊屋字下坂のうち四五七の二の一部、四五七の三、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字下蚊屋字下坂尻ノ平ラ	大字下蚊屋字下坂尻ノ平ラのうち八九の二の一部の区域
大字下蚊屋字下坂尻	大字下蚊屋字下坂尻のうち三八の二の一部以外の区域
区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年十一月一日現在の地番による。）

大字下蚊屋字三王原	大字下蚊屋字三王原のうち三九三の三の一部、三九九の二、四〇二の三の一部、四〇二の四の一部、四〇二の六、四〇二の七、四〇二の八の一部、四〇二の九の一部、四〇二の一四、四〇二の一五、四〇二の一六の一部、四〇三の二の一部、四〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字下蚊屋字向原	大字下蚊屋字向原 ^{四一三} 合併の一部、四一四の一、四一四の二、四一五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字下蚊屋字坂ノ下モ四四九の二の一部、四五〇の一部
大字下蚊屋字向原ノ一	大字下蚊屋字三王原四〇二の八の一部、四〇二の九の一部、四〇二の一四、四〇三の二の一部、四〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下蚊屋字向原のうち ^{四一三} 合併の一部、四一四の一、四一四の二、四一五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下蚊屋字向原ノ一の全域 大字下蚊屋字向原ノ二 四二八から四三二まで及びこれらと一体をなす国有地 大字下蚊屋字三平四八二の二の一部、四八二の二から四八二の九まで、四八三、四八六の三、四八六の四、四八六の五の一部、四八六の二〇、四八六の二一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字下蚊屋字向原ノ二	大字下蚊屋字向原ノ二のうち四二八から四三二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字下蚊屋字三平	大字下蚊屋字三平のうち四八二の二の一部、四八二の二から四八二の九まで、四八三、四八六の三、四八六の四、四八六の五の一部、四八六の二〇、四八六の二一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字下蚊屋字向原ノ一

鳥取県告示第百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米子医療画像診療所	米子市河崎五八四一	平成七年一月二十一日
加納医院	西伯郡淀江町大字佐陀二〇六一	平成七年二月二十日
明穂整形外科	鳥取市扇町一一三	〃
池田薬局TOSC末恒店	鳥取市美萩野二丁目二八	平成七年二月一日
ゆたに駅南薬局	鳥取市扇町一一	平成七年二月二十日
うさぎ調剤薬局	米子市中町八三	〃
医療法人真誠会 老人保健施設ゆうとびあ	米子市河崎五八一三	平成七年二月十五日

鳥取県告示第百六十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐伯医院	日野町日野町黒坂一四四一	平成七年一月三十一日
松井医院	西伯郡淀江町大字佐陀七八〇	〃
田中医院	倉吉市上井二丁目九一二	平成七年二月二日
岸本歯科医院	鳥取市本町二丁目二二八	平成七年一月三十一日
谷口歯科医院	鳥取市扇町八七	〃
田中歯科医院	倉吉市明治町一〇二五一一	平成七年二月二日
平井薬局	鳥取市元大工町四七四	平成七年一月三十一日
富士屋薬局	鳥取市川端二丁目二二五	〃
杉本按摩鍼灸・マッサージ治療所	鳥取市卯垣三丁目一六〇	〃
（あん摩マッサージ指圧師） 杉本世志子	鳥取市卯垣三丁目一六〇	〃

鳥取県告示第百六十九号

ブルセラ病検査、結核病検査、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、腐蛆病検査及びマイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

家畜のブルセラ病、結核病、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、ひな白痢、腐蛆病及びマイコプラズマ病の発生を予防するため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査

(一) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの（鳥取市、倉吉市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤碕町、名和町、中山町、日南町、日野町又は江府町の区域において飼育しているものに限る。）

(二) 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町又は溝口町の区域において飼育しているものに限る。）

(三) 家畜伝染病予防法第五条第一項本文の証明書を要する牛

(四) (一)から(三)までに掲げる牛以外の牛で平成七年四月一日以降に放牧しようとするもの

2 結核病検査

(一) 1に掲げる牛

(二) 平成七年四月一日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

3 馬伝染性貧血検査

馬

4 ニューカッスル病検査

鶏

5 ひな白痢検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

6 腐蛆病検査

みつばち

7 マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

3 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

4 ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

5 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

6 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

7 マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

鳥取県告示第七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる牛の種類及び範囲

種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中浜地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年三月七日

退任した役員の氏名及び住所

理事 松本 慶 境港市三軒屋町五三八八

〃 桂木 啓 境港市幸神町二一一

〃 角 乙次 境港市財ノ木町七八〇

〃 角 裕 境港市小篠津町九〇九一二

〃 楠 由久 境港市新屋町六一六

〃 角 慶市 境港市麦垣町三八一一三

〃 渡辺 敏郎 境港市三軒屋町六六六

〃 佐々木 慶 境港市高松町二七八

〃 永井 俊 境港市麦垣町三三四五一一

〃 熊本 浩 境港市中野町三〇六

〃 足立 昭 境港市三軒屋町四八八四

〃 田口 正徳 境港市新屋町七四〇

〃 前 敬 境港市竹内町一〇五〇

平成六年一月二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 桂木 啓 境港市幸神町二一一

〃 足立 健蔵 境港市財ノ木町五九〇

〃 角 裕 境港市小篠津町九〇九一二

〃 楠 由久 境港市新屋町六一六

〃 角 慶市 境港市麦垣町三八一一三

〃 松本 慶 境港市三軒屋町五三八八

〃 渡辺 敏郎 境港市三軒屋町六六六

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〃 佐々木 慶 境港市高松町二七八
 〃 永井 俊 境港市麦垣町二六〇六一
 〃 朝井章二 境港市竹内町九九一
 監事 足立 昭 境港市三軒屋町四八八四
 〃 田口正徳 境港市新屋町七四〇
 〃 前 敬 境港市竹内町一〇五〇
 平成六年一月三日就任 任期四年

鳥取県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり下市駅南土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 福留 一 西伯郡中山町高橋一四六
 〃 赤川理一 西伯郡中山町殿河内三九九
 〃 福本富雄 西伯郡中山町上市四五
 〃 坂根一雄 西伯郡中山町下市四三
 〃 谷野是清 西伯郡中山町岡五九〇
 〃 田中宣久 西伯郡中山町中尾六九五
 〃 高見忠昭 西伯郡中山町塩津五
 〃 渡辺幸成 西伯郡中山町下甲四三四
 〃 片桐忠秋 西伯郡中山町住吉一二五
 〃 岡崎恭介 西伯郡中山町住吉三八八―六

〃 津村信重 西伯郡中山町退休寺二一三
 〃 柏尾正志 西伯郡中山町高橋二七八
 監事 野間 護 西伯郡中山町殿河内四三〇
 〃 高橋清巳 西伯郡中山町上市九八四
 平成六年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 天鳥 稔 西伯郡中山町高橋一二〇
 〃 赤川理一 西伯郡中山町殿河内三九九
 〃 福本富雄 西伯郡中山町上市四五
 〃 坂根一雄 西伯郡中山町下市四三
 〃 小林武則 西伯郡中山町岡五一九
 〃 田中宣久 西伯郡中山町中尾六九五
 〃 高見忠昭 西伯郡中山町塩津五
 〃 渡辺幸成 西伯郡中山町下甲四三四
 〃 永見房雄 西伯郡中山町住吉一二〇―一
 〃 岡崎恭介 西伯郡中山町住吉三八八―六
 〃 津村信重 西伯郡中山町退休寺二一三
 〃 柏尾正志 西伯郡中山町高橋二七八
 監事 野間 護 西伯郡中山町殿河内四三〇
 〃 福本則夫 西伯郡中山町上市三七
 平成六年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり江府町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 本高親雄 日野郡江府町大字江尾一九一三

〃 大澤公人 日野郡江府町大字宮市一〇七二―二五

〃 山口健太郎 日野郡江府町大字江尾二〇七三

〃 川端直 日野郡江府町大字小江尾三六―七

〃 河上貞也 日野郡江府町大字宮市一六七

〃 田中幹啓 日野郡江府町大字宮市一〇三〇

〃 梅林靖 日野郡江府町大字江尾一一七四

〃 芦立喜明 日野郡江府町大字江尾一九九九

〃 景山學 日野郡江府町大字宮市三九四

〃 清水許人 日野郡江府町大字杉谷一八七

〃 上代賢人 日野郡江府町大字江尾一八九六

〃 川端登志一 日野郡江府町大字江尾四七―九

〃 田本賢二 日野郡江府町大字杉谷四九〇

〃 田中繁詮 日野郡江府町大字江尾一八四八

〃 末次哲也 日野郡江府町大字宮市三八二―一

平成七年二月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 本高親雄 日野郡江府町大字江尾一九一三

〃 大澤公人 日野郡江府町大字宮市一〇七二―二五

〃 山口健次郎 日野郡江府町大字江尾二〇七三

〃 川端直 日野郡江府町大字小江尾三六―七

〃 河上貞也 日野郡江府町大字宮市一六七

〃 田中幹啓 日野郡江府町大字宮市一〇三〇

〃 梅林靖 日野郡江府町大字江尾一一七四

〃 芦立喜明 日野郡江府町大字江尾一九九九

〃 景山學 日野郡江府町大字宮市三九四

〃 清水許人 日野郡江府町大字杉谷一八七

〃 川端登志一 日野郡江府町大字江尾四七―九

〃 田本賢二 日野郡江府町大字杉谷四九〇

〃 田中繁詮 日野郡江府町大字江尾一八四八

〃 末次哲也 日野郡江府町大字宮市三八二―一

平成七年二月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 奥本柳太郎 八頭郡用瀬町大字家奥二一四

平成六年十二月二十日退任

鳥取県告示第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 若 松 貞 雄 東伯郡羽合町大字上浅津二九七―一

平成七年二月二十四日退任

鳥取県告示第百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る神戸上地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下蚊屋地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡赤碓町大字出上三二二西村富士夫ほか三人が共同して行う土地改良事業に係る柏谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	土地改良総合整備事業（一般）足山地区農業 用排水と農道整備を一体としたもの	平成五年 六月三十日
〃	土地改良総合整備事業（地域改善）倭文地区 農業用排水	平成五年十二月二十日
〃	地区再編農業構造改善事業津ノ井東（桂木） 地区農業用排水	平成六年 三月 十五日
〃	地区再編農業構造改善事業津ノ井東（桂木） 地区農道整備	〃
日南町	土地改良総合整備事業（一般）福塚地区区画 整理	平成六年 三月二十二日
〃	土地改良総合整備事業（一般）丸山地区区画 整理	平成六年十月二十日

第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る松上地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る山田地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成四年七月二十四日 鳥取県指令受漁港第二十三号

三 しゅん功認可の年月日

平成七年三月一日

四 埋立区域

(一) 位置

西伯郡名和町大字御来屋字前河原二九一五の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 御来屋漁港西防波堤灯台(北緯三五度三〇分三三秒、東経一三三度二九分四八秒) から六九度一八分五五秒一七二・九八メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一二二度〇三分〇八秒一四・四九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一四六度〇一分一五秒四七・三二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二四一度五三分〇九秒九八・九四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二九一度一〇分一一秒二四・七三メートルの地点
- 6の地点 5の地点から四〇度〇九分四三秒四・三〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二二九度五九分五九秒三・一〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から四〇度一分四七秒一〇〇・八一メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三一一度三六分〇〇秒二・一二メートルの地点

(三) 面積

四、〇七四・〇二平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

名和町役場

鳥取県告示第百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六條第三項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年九月二十日 鳥取県指令受都計三一三第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡気高町大字勝見字堂谷口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡気高町大字浜村二八二一

気高町長 森本成人

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政見放送及び経歴放送実施規程（昭和四十四年自治省告示第百三十九号）第二条第七項の規定により、参議院鳥取県選挙区選出議員選挙又は鳥取県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次表のとおり定めたので告示する。

平成七年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙又は鳥取県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人あたりの放送回数

テレビジョン放送	一般放送事業者名	回数	ラジオ放送	一般放送事業者名	回数
	株式会社山陰放送	一		株式会社山陰放送	一
	山陰中央テレビジョン放送株式会社	一			
	日本海テレビジョン放送株式会社	一			

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年三月七日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

- 一 日時 平成七年三月十二日（日）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七二 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題

- 1 県立高等学校校長人事について
- 2 その他

公安委員会告示

公 出

鳥取県公安委員会告示第十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年三月七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	CR・ミスパチプロ	株式会社平和
〃	ちゃんじゃら娘	〃
〃	CRクロスワンダー	株式会社ソフイア
〃	ピパシテイナー	〃
回胴式遊技機	スパンキーII	株式会社エーアイン

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成7年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成7年3月7日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験の日時

(1) 学科の試験

平成7年7月9日(日) 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成7年9月17日(日) 午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 平成7年4月17日(月) から同月21日(金) までの午前10時から午後4時までに鳥取市東町一丁目271社団法人鳥取県建築士会に持参すること。

(2) 平成7年4月17日(月) 及び18日(火) の午前10時から午後4時までには米子市糠町一丁目160鳥取県西部総合事務所第一会議室に持参すること。

4 合格者の発表

平成7年11月30日(木) 頃、合格者に通知する。なお、「学科の試験」の合格者については、平成7年9月1日(金) 頃通知する。

5 その他

(1) 詳細については、受付申込書及び受付要領を次の場所以で平成7年4月10日(月)から配布するので参照すること。

鳥取市東町一丁目271 鳥取県鳥取土木事務所建築課
 倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉土木事務所建築課
 米子市樺町一丁目160 鳥取県米子土木事務所建築課
 鳥取市東町一丁目271 社団法人鳥取県建築士会

(2) 設計製図の試験の課題は、平成7年6月28日(水)頃から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、試験会場に掲示する。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成7年3月7日

鳥取県公安委員長 松 本 敏

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分	種別	日時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	初心者講習	平成7年4月21日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
		平成7年4月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
初心者講習	初心者講習	平成7年4月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署の 管内に居住する者
		講習時間	4時間30分	
講習時間及び講習科目	(1) 講習時間	経験者講習	3時間	
		講習科目		猟銃及び空気銃の所持に関する法令
初心者講習	(2) 講習科目	イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	
		イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	
初心者講習	初心者講習	イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	
		イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	
講習時間及び講習科目	(1) 講習時間	初心者講習	4時間30分	
		経験者講習	3時間	
講習時間及び講習科目	(2) 講習科目	イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	
		イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	
講習時間及び講習科目	(1) 講習時間	初心者講習	4時間30分	
		経験者講習	3時間	
講習時間及び講習科目	(2) 講習科目	イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	
		イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	
講習時間及び講習科目	(1) 講習時間	初心者講習	4時間30分	
		経験者講習	3時間	
講習時間及び講習科目	(2) 講習科目	イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	
		イ	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	

- 3 講習時間及び講習科目
- (1) 講習時間
- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習科目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査
- 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料

<p>ア 初心者講習 5,700円 イ 経験者講習 2,200円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 7 携行品 筆記用具及び印鑑</p>	<p>4 受験願書提出先 〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB (日本交通公社) 鳥取ビル2階 財団法人美容師美容師試験研修センター鳥取県支部 (特参又は郵送によること。) 5 受験手数料及び納付方法 受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。 6 その他 (1) 受験願書等配布場所 財団法人美容師美容師試験研修センター鳥取県支部 (2) 受験願書等配布期間 平成7年2月22日(水)から同年3月24日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで (3) 問い合わせ先 財団法人美容師美容師試験研修センター鳥取県支部 電話 0857(29)6086</p>
<p>雑報</p> <p>理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験の平成7年度第1回学科試験を次のとおり実施する。 平成7年3月7日 財団法人美容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉</p> <p>1 試験期日 平成7年4月23日(日) 2 試験会場 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室 3 受験願書受付期間 平成7年3月29日(水)から同年4月4日(火)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(郵送の場合は、平成7年4月4日(火)までの消印のあるもの限り受け付ける。)</p>	